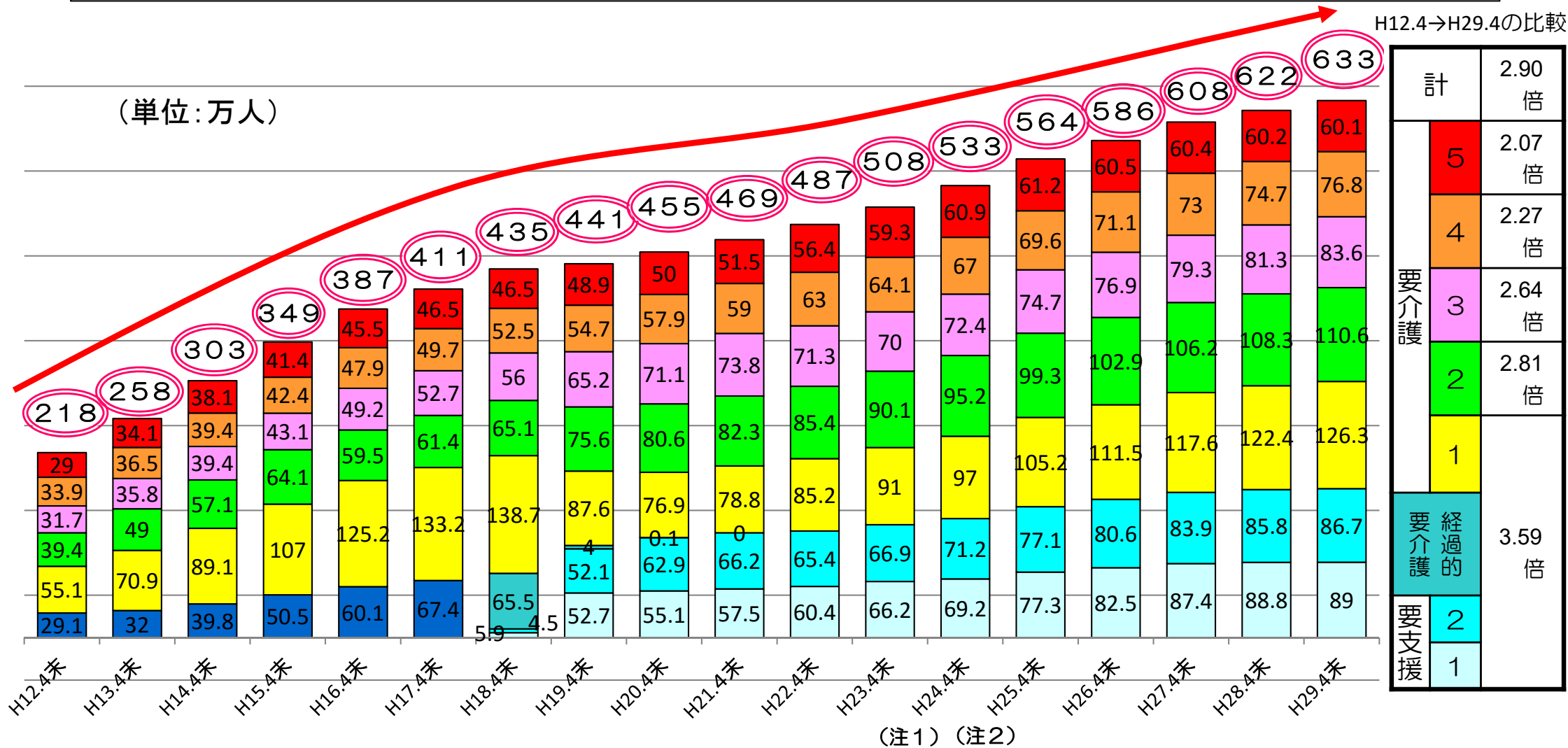


# 要介護度別認定者数の推移

要介護(要支援)の認定者数は、平成28年4月現在633万人で、この17年間で約2.90倍に。このうち軽度の認定者数の増が大きい。また、近年、増加のペースが再び拡大。

(単位:万人)

H12.4→H29.4の比較



計	2.90倍	
要介護	5	2.07倍
	4	2.27倍
	3	2.64倍
	2	2.81倍
	1	3.59倍
経過的		
要支援	2	3.59倍
	1	

■要支援 □要支援1 ■要支援2 ■経過的 ■要介護1 ■要介護2 ■要介護3 ■要介護4 ■要介護5

注1) 陸前高田市、大槌町、女川町、桑折町、広野町、榎葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町は含まれていない。

注2) 榎葉町、富岡町、大熊町は含まれていない。

(出典: 介護保険事業状況報告)

# 介護給付と保険料の推移

- 市町村は3年を1期(2005年度までは5年を1期)とする介護保険事業計画を策定し、3年ごとに見直しを行う。  
保険料は、3年ごとに、事業計画に定めるサービス費用見込額等に基づき、3年間を通じて財政の均衡を保つよう設定。
- 高齢化の進展により、2025年には約7,200円、2040年には約9,200円に上昇が見込まれており、地域包括ケアシステムの構築を図る一方、介護保険制度の持続可能性の確保のための重点化・効率化も必要となっている。

事業運営期間		事業計画		給付(総費用額)	保険料	介護報酬の改定率
2000年度	第一期	第一期		3.6兆円	2,911円 (全国平均)	
2001年度				4.6兆円		
2002年度				5.2兆円		
2003年度	第二期	第二期		5.7兆円	3,293円 (全国平均)	H15年度改定 ▲2.3%
2004年度				6.2兆円		
2005年度				6.4兆円		
2006年度	第三期	第三期	第三期	6.4兆円	4,090円 (全国平均)	H18年度改定 ▲0.5%
2007年度				6.7兆円		
2008年度				6.9兆円		
2009年度	第四期	第四期	第四期	7.4兆円	4,160円 (全国平均)	H21年度改定 +3.0%
2010年度				7.8兆円		
2011年度				8.2兆円		
2012年度	第五期	第五期	第五期	8.8兆円	4,972円 (全国平均)	H24年度改定 +1.2%
2013年度				9.2兆円		
2014年度				9.6兆円		
2015年度	第六期	第六期	第六期	9.8兆円	5,514円 (全国平均)	H27年度改定 ▲2.27%
2016年度				10.4兆円		
2017年度				10.8兆円		
2018年度	第七期	第七期	第七期	11.1兆円	5,869円 (全国平均)	H30年度改定 +0.54%
2019年度						
2020年度						
2025年度					約7,200円	
2040年度					約9,200円	

※2015年度までは実績であり、2016～2018年度は当初予算である。

※2025年度及び2040年度の保険料は、経済財政諮問会議(平成30年5月21日)資料「2040年を見据えた社会保障の将来見通し(議論の素材)(加藤臨時議員提出資料)」における推計値。

# 現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し

## 見直し内容

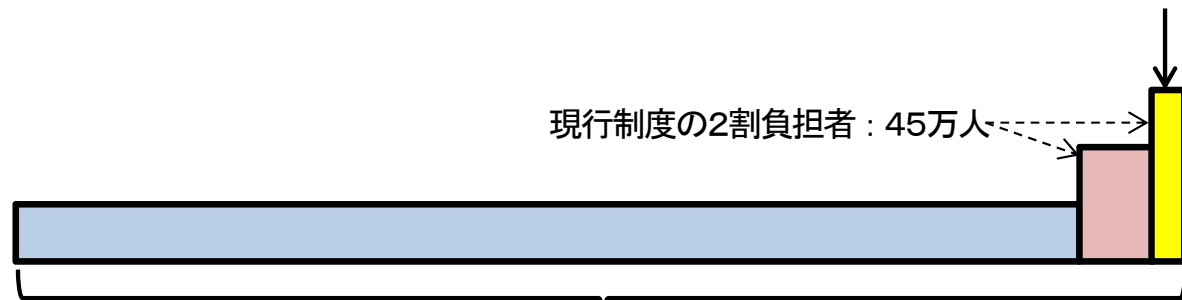
世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。ただし、月額44,400円の負担の上限あり。【平成30年8月施行】

### 【利用者負担割合】

### 【対象者数】

3割負担となり、負担増となる者：約12万人(全体の約3%)

現行制度の2割負担者：45万人



(単位:万人)

	在宅サービス	施設・居住系	特養	合計
受給者数(実績)	360	136	56	496

3割負担(推計)	約13	約4	約1	約16
うち負担増(対受給者数)	約11 (3%)	約1 (1%)	約0.0 (0.0%)	約12 (3%)

2割負担(実績)	35	10	2	45
1割負担(実績)	325	126	54	451

※介護保険事業状況報告(平成28年4月月報)

※特養入所者の一般的な費用額の2割相当分は、既に44,400円の上限に当たっているため、3割負担となっても、負担増となる方はほとんどいない。

### 負担割合

年金収入等 340万円以上  
(※1)

2割 ⇒ 3割

年金収入等 280万円以上  
(※2)

2割

年金収入等 280万円未満

1割

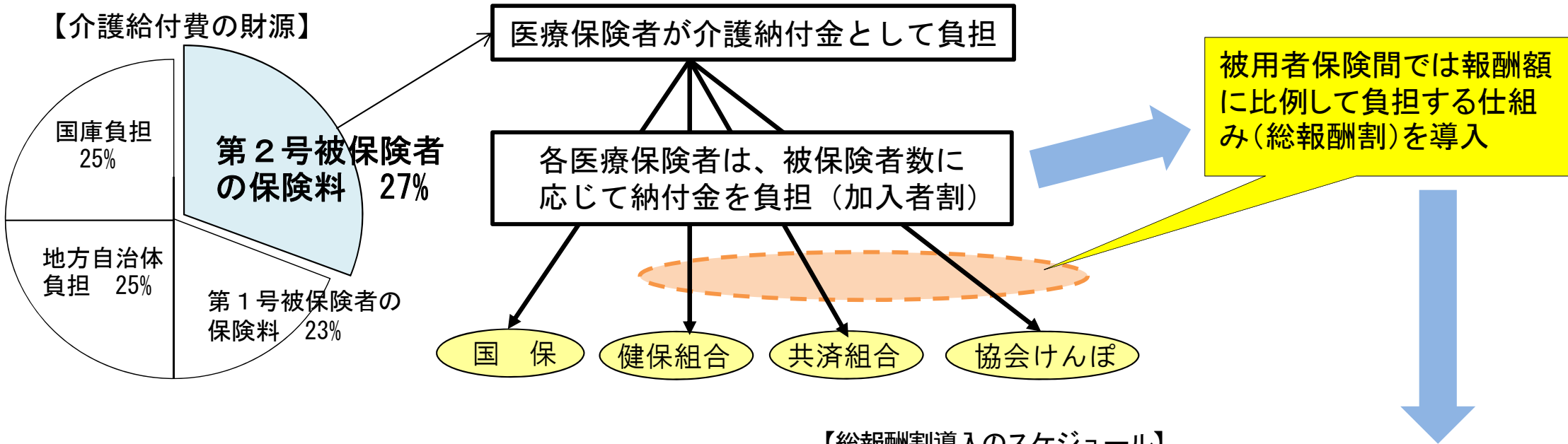
※1 具体的な基準は政令で指定され、「合計所得金額(給与収入や事業収入等から給与所得控除や必要経費を控除した額)220万円以上」かつ「年金収入+その他合計所得金額340万円以上(単身世帯の場合。夫婦世帯の場合463万円以上)」⇒単身で年金収入のみの場合344万円以上に相当

※2 「合計所得金額160万円以上」かつ「年金収入+その他合計所得金額280万円以上(単身世帯の場合。夫婦世帯の場合346万円以上)」⇒単身で年金収入のみの場合280万円以上に相当

# 介護納付金における総報酬割の導入

## 見直し内容

- 第2号被保険者(40~64歳)の保険料は、介護納付金として医療保険者に賦課しており、各医療保険者が加入者である第2号被保険者の負担すべき費用を一括納付している。
- 各医療保険者は、介護納付金を、2号被保険者である『加入者数に応じて負担』しているが、これを被用者保険間では『報酬額に比例した負担』とする。(激変緩和の観点から段階的に導入)【平成29年8月分より実施】



## 【全面総報酬割導入の際に影響を受ける被保険者数】

「負担増」となる被保険者	約1,300万人
「負担減」となる被保険者	約1,700万人

※ 平成26年度実績ベース

## 【総報酬割導入のスケジュール】

	29年度		30年度	31年度	32年度
	~7月	8月~			
総報酬割分	なし	1/2	1/2	3/4	全面

# 平成30年度介護報酬改定の概要

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、国民1人1人が状態に応じた適切なサービスを受けられるよう、平成30年度介護報酬改定により、質が高く効率的な介護の提供体制の整備を推進。

平成30年度介護報酬改定

改定率: +0.54%

## I 地域包括ケアシステムの推進

- 中重度の要介護者も含め、どこに住んでいても適切な医療・介護サービスを切れ目なく受けることができる体制を整備

### 【主な事項】

- 中重度の在宅要介護者や、居住系サービス利用者、特別養護老人ホーム入所者の医療ニーズへの対応
- 医療・介護の役割分担と連携の一層の推進
- 医療と介護の複合的ニーズに対応する介護医療院の創設
- ケアマネジメントの質の向上と公正中立性の確保
- 認知症の人への対応の強化
- 口腔衛生管理の充実と栄養改善の取組の推進
- 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

## II 自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現

- 介護保険の理念や目的を踏まえ、安心・安全で、自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスを実現

### 【主な事項】

- リハビリテーションに関する医師の関与の強化
- リハビリテーションにおけるアウトカム評価の拡充
- 外部のリハビリ専門職等との連携の推進を含む訪問介護等の自立支援・重度化防止の推進
- 通所介護における心身機能の維持に係るアウトカム評価の導入
- 褥瘡の発生予防のための管理や排泄に介護を要する利用者への支援に対する評価の新設
- 身体的拘束等の適正化の推進

## III 多様な人材の確保と生産性の向上

- 人材の有効活用・機能分化、ロボット技術等を用いた負担軽減、各種基準の緩和等を通じた効率化を推進

### 【主な事項】

- 生活援助の担い手の拡大
- 介護ロボットの活用の促進
- 定期巡回型サービスのオペレーターの専任要件の緩和
- ICTを活用したリハビリテーション会議への参加
- 地域密着型サービスの運営推進会議等の開催方法・開催頻度の見直し

## IV 介護サービスの適正化・重点化を通じた制度の安定性・持続可能性の確保

- 介護サービスの適正化・重点化を図ることにより、制度の安定性・持続可能性を確保

### 【主な事項】

- 福祉用具貸与の価格の上限設定等
- 集合住宅居住者への訪問介護等に関する減算及び区分支給限度基準額の計算方法の見直し等
- サービス提供内容を踏まえた訪問看護の報酬体系の見直し
- 通所介護の基本報酬のサービス提供時間区分の見直し等
- 長時間の通所リハビリの基本報酬の見直し

# 介護報酬改定率の推移

	改定率	備考
平成15年度改定	▲2.3%	
平成18年度改定	▲0.5%	17年10月改定を含めると▲2.4% ※ただし、17年10月改定は、ホテルコスト（食費・居住費）を利用者負担とするものであり、事業者収入は変わらない。
平成21年度改定	+3.0%	処遇改善の目的 +3.0%
平成24年度改定	+1.2%	処遇改善加算 +2.0% 物価の影響等を勘案 ▲0.8%
平成26年度改定	+0.63%	消費税対応 ・基本単位数等の引き上げ ・区分支給限度基準額の引き上げ
平成27年度改定	▲2.27%	処遇改善加算 +1.65% 良好なサービスを提供する事業所への加算等 +0.56% 収支状況などを反映した適正化等 ▲4.48%
平成29年度臨時改定	+1.14%	処遇改善加算 +1.14%
平成30年度改定	+0.54%	質の高いサービスの評価等 +1%程度 給付の適正化 ▲0.5%程度

# 新しい経済政策パッケージ(抜粋)

(平成29年12月8日閣議決定)

## 第2章 人づくり革命

### 5. 介護人材の処遇改善

(具体的内容)

人生100年時代において、介護は、誰もが直面し得る現実かつ喫緊の課題である。政府は、在宅・施設サービスの整備の加速化や介護休業を取得しやすい職場環境の整備など、これまでも介護離職ゼロに向けた重層的な取組を進めてきたところである。安倍内閣は、2020年代初頭までに、50万人分の介護の受け皿を整備することとしているが、最大の課題は介護人材の確保である。介護人材を確保するため、2017年度予算においては、介護職員について、経験などに応じて昇給する仕組みを創り、月額平均1万円相当の処遇改善を行うなど、これまで自公政権で月額4万7000円の改善を実現してきたが、介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。

具体的には、他の介護職員などの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認めることを前提に、介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士について月額平均8万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠に、公費1000億円程度を投じ、処遇改善を行う。

また、障害福祉人材についても、介護人材と同様の処遇改善を行う。

(実施時期)

こうした処遇改善については、消費税率の引上げに伴う報酬改定において対応し、2019年10月から実施する。

# 介護職員の処遇改善についての取組

これまでの実績を合計すると、**月額57,000円**となる。

(自公政権+51,000円、民主党政権+6,000円)

平成21年4月(麻生内閣)

平成21年度介護報酬改定 +3%改定  
(介護従事者の処遇改善に重点をおいた改定)

月額 + 9,000円  
(実績)

平成21年度補正予算(麻生内閣)

処遇改善交付金を措置(1.5万円相当)

月額 +15,000円  
(実績)

平成24年4月(野田内閣)

平成24年度介護報酬改定  
処遇改善交付金を処遇改善加算として  
介護報酬に単純に組み込む

月額 + 6,000円  
(実績)

平成27年4月(安倍内閣)

平成27年度介護報酬改定  
処遇改善加算の拡充(1.2万円相当)

月額 +13,000円  
(実績)

平成29年4月(安倍内閣)

平成29年度介護報酬改定(臨時)  
ニッポン一億総活躍プラン等に基づき、  
処遇改善加算を拡充(1万円相当)

月額 +14,000円  
(実績)

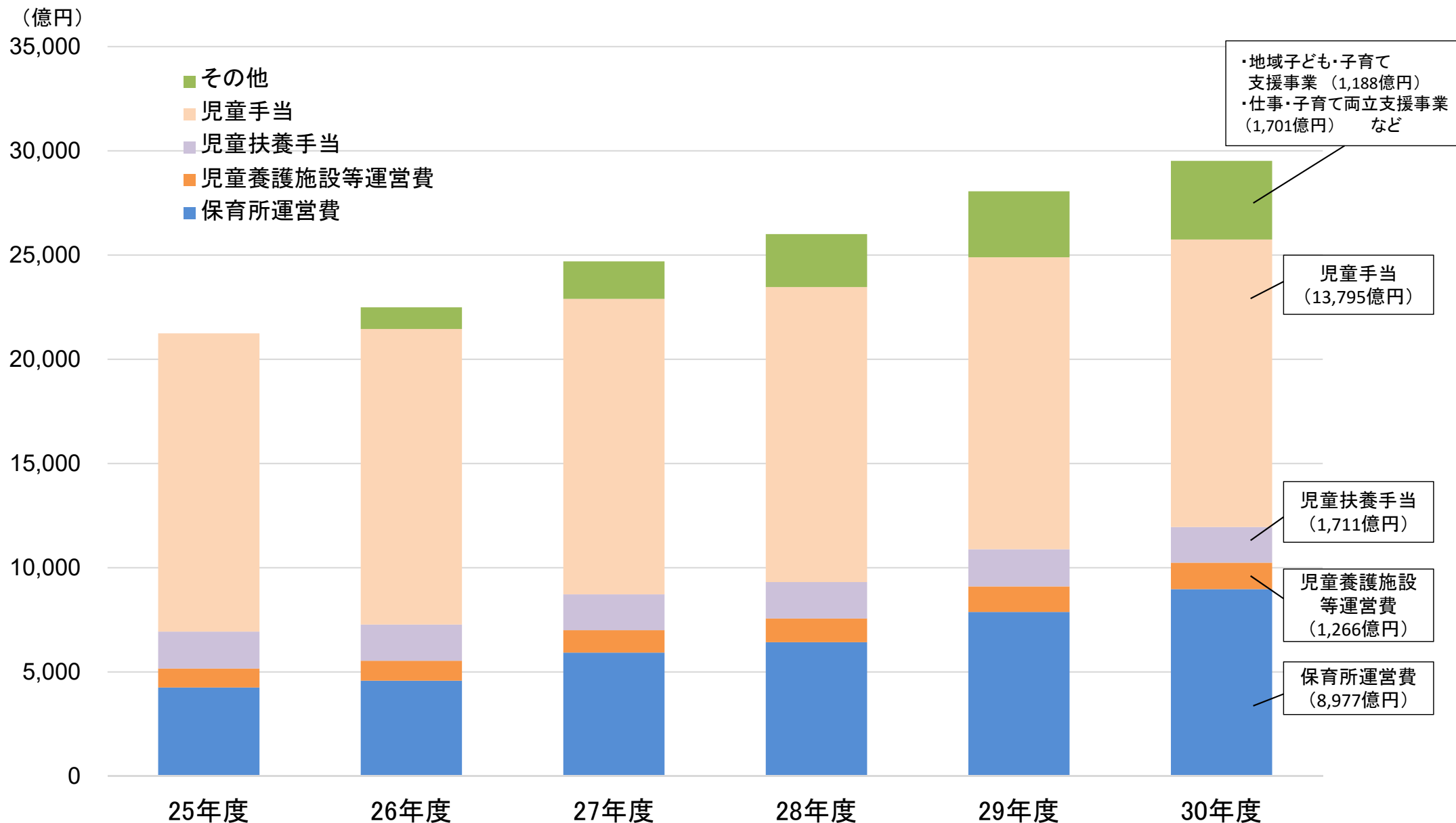
施設・事業所における  
処遇改善

※ 実績は全て「介護従事者処遇状況等調査」によるが、それぞれ調査客体等は異なる。



## IV. 子ども・子育て

# 子ども関係予算(主なもの)の近年の推移



※ 各年度の予算額は当初予算額（事業主拠出金財源を含めた特別会計の歳出ベース）。

※ 主な予算の積み上げであり、児童手当については公務員分は含めていない。

※ その他は、地域子ども・子育て支援事業、仕事・子育て両立支援事業、保育所等施設整備などを計上。

# 子ども・子育て支援新制度の概要

## 市町村主体

〔 認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育など  
共通の財政支援 〕

### 施設型給付

#### 認定こども園 0～5歳

##### 幼保連携型

※ 幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

幼稚園 3～5歳

保育所 0～5歳

※私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁

### 地域型保育給付

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

〔 地域の実情に応じた  
子育て支援 〕

### 地域子ども・子育て支援事業

- ・利用者支援事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・一時預かり事業
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・養育支援訪問事業等
- ・子育て短期支援事業
- ・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ・延長保育事業
- ・病児保育事業
- ・放課後児童クラブ
- ・妊婦健診
- ・実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ・多様な事業者の参入促進・能力活用事業

## 国主体

〔 仕事と子育ての  
両立支援 〕

### 仕事・子育て両立支援事業

- ・企業主導型保育事業  
⇒事業所内保育を主軸とした企業主導型の多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援（整備費、運営費の助成）
- ・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業  
⇒繁忙期の残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、低廉な価格でベビーシッター派遣サービスを利用できるよう支援

# 子ども・子育て支援新制度の給付・事業の全体像

平成27年4月施行の子ども・子育て支援新制度において、市町村の「子どものための教育・保育給付」、「児童手当」(所得制限超の者に支給する特例給付を含む)、「地域子ども・子育て支援事業」の実施に要する費用に対して、国・都道府県・企業等が支援を行う。

**子ども・子育て支援年金特別会計へ繰入** 平成30年度予算 : 20,865億円(一般会計)  
 ※下記事業の他、業務取扱費として212億円を計上

**子どものための教育・保育給付等** 平成30年度予算 : 8,323億円(一般会計分)  
 (特会出口ベースで事業主拠出金708億円を追加)

支給認定を受けた小学校就学前の子どもが幼稚園・保育所、認定こども園等において教育・保育を受けた場合の給付等 【原則として国:1/2、都道府県:1/4、市町村:1/4】

- ・施設型給付・幼稚園、保育所、認定こども園  
 ※公立幼稚園・保育所は従前どおり(市町村10/10)  
 ※1号認定(幼稚園)に係る地方単独費用の部分は都道府県1/2、市町村1/2
- ・地域型保育給付・家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
- ・民間保育所に係る委託費・保育所(私立) 等

**児童手当等交付金** 平成30年度予算 : 11,979億円(一般会計分)  
 (特会出口ベースで事業主拠出金1,817億円を追加)

児童手当法等に基づく児童手当、特例給付等の給付 【費用負担については従前どおり】

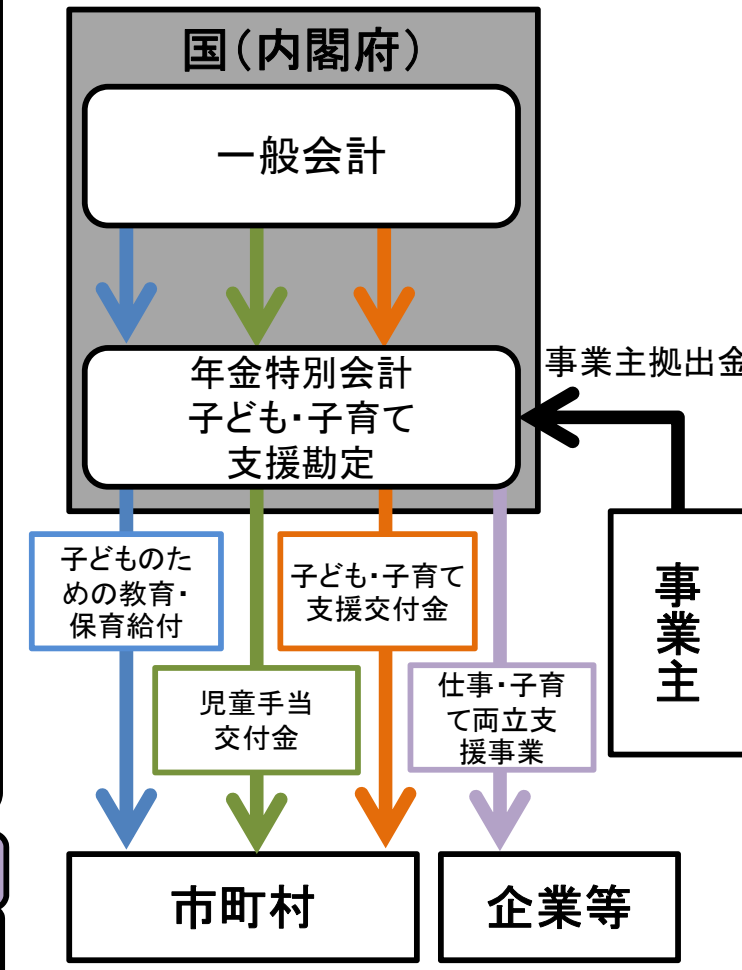
**子ども・子育て支援交付金** 平成30年度予算 : 352億円(一般会計分)  
 (特会出口ベースで事業主拠出金711億円、前年度剰余金活用分125億円を追加)

「市町村子ども・子育て支援事業計画」に基づいて実施される利用者支援事業、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)、一時預かり事業等の地域子ども・子育て支援事業  
 【国:1/3、都道府県:1/3、市町村:1/3】

**仕事・子育て両立支援事業** 平成30年度予算 : 1,701億円(事業主拠出金)

- ・休日や夜間の対応など企業の勤務時間に合わせた保育や、複数企業による共同利用などの柔軟で多様な保育の提供を可能とした企業主導型保育事業を実施する施設の設置・運営を支援
- ・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

＜国から市町村への資金交付のイメージ＞



# 保育所等の現状

## ○ 保育所等(幼稚園型、地域型保育含む)の施設数と利用児童数(H30.4.1現在)

施設数(か所)	利用児童数(万人)	
	34,763	0~2歳児
3歳以上児		154.3万人
合計		261.4万人 (前年より約6.8万人増)

## ○ 待機児童数

(H30.4.1現在)

19,895人

0歳	2,868人
1・2歳	14,758人
3歳以上	2,269人

・昨年度から減少(▲6,186人)

## ○ 保育(民間)にかかる費用

費用総額(推計)	2兆3,371億円
公費	1兆6,293億円
国	7,792億円
地方	7,792億円
拠出金	708億円
保護者負担	7,079億円

(注)平成30年度予算(保育認定)

### <年齢別の保育費用(月額)>

0歳 20.7万円 1・2歳 12.9万円 3歳 7.0万円 4歳以上 5.5万円

(参考)29年度予算ベース

0歳 20.6万円 1・2歳 12.8万円 3歳 7.0万円 4歳以上 5.4万円

### <保育料(月額)> ※国基準

保護者の所得に応じ、0円(生活保護世帯等)～104,000円(保育費用が上限)

(注)実際の保育料は各自治体により異なる。

## ○ 保育士の状況

・保育所等に勤務する保育士の数(平成29年10月1日)

549,178人(※)

・平成29年度に保育士資格を取得した者

62,094人

(参考)保育士資格登録者数 1,530,872人(H30.4.1現在)

※ 常勤換算でない従事者の総数

# 保育所について

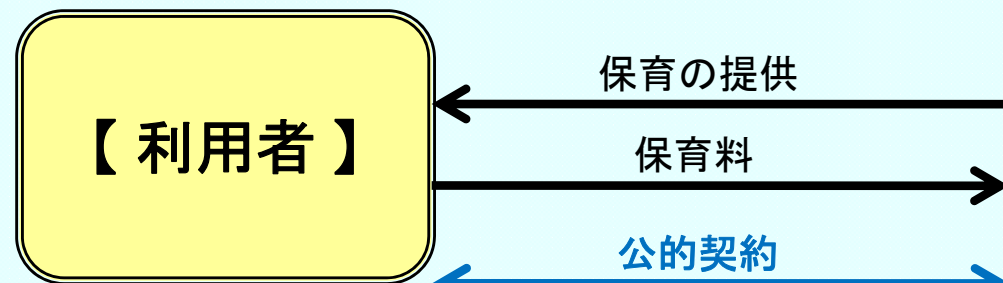
## 保育所

保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設

(児童福祉法第39条第1項)

## 対象及び手続き

対象:0歳から就学前の保育を必要とする児童



保育の必要性  
(利用時間)の認定

個人給付

### 【認可保育所】 <認可は都道府県等が行う>

- 保育時間：原則8時間
- 都道府県等が条例で定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の遵守
- 通常保育以外に延長保育、休日保育、夜間保育等を行う保育所もある。
- 「保育所保育指針」に基づき、児童の発達に応じた保育を提供

施設型給付  
(法定代理受領)

### 【市町村】 <保育の実施責任あり>

- 「保育の必要性」の認定を行う。
- 申請者の希望、施設の利用状況等に基づき調整

※ 児童福祉法第24条において、保育所における保育は市町村が実施することとされていることから、私立保育所における保育の費用については、施設型給付ではなく、市町村が施設に対して、保育に要する費用を委託費として支払う。

この場合の契約は、市町村と利用者との間の契約となり、利用児童の選考や保育料の徴収は市町村が行うこととなる。

## 保育費用・保育料

- 保育サービスの安定的な提供の観点から、保育の実施につき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を維持するための費用を公費で負担(子どものための教育・保育給付費負担金(内閣府予算))

※平成16年度より公立保育所分は一般財源化

※平成27年度より内閣府予算へ移替

※平成30年度より0～2歳児相当分の保育の運営費に事業主拠出金を充当

- 財源構成は、概ね、保護者の保育料と公費が3:7

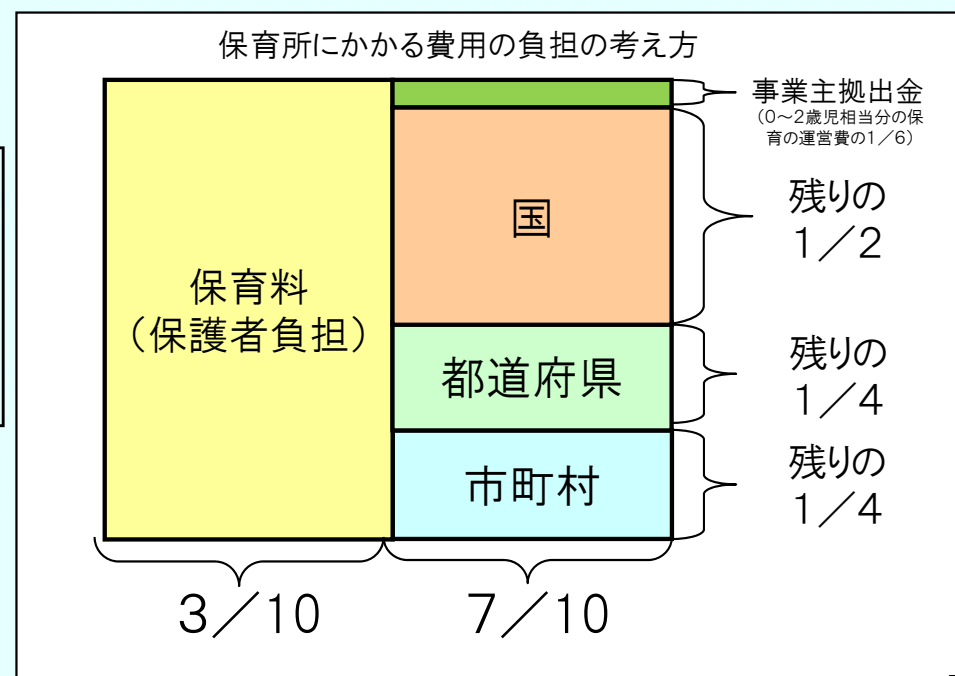
公費の負担割合は、事業主拠出金充当後の残額に対して国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

※平成30年度においては、事業主拠出金5.75%、国47.125%、都道府県23.5625%、市町村23.5625%

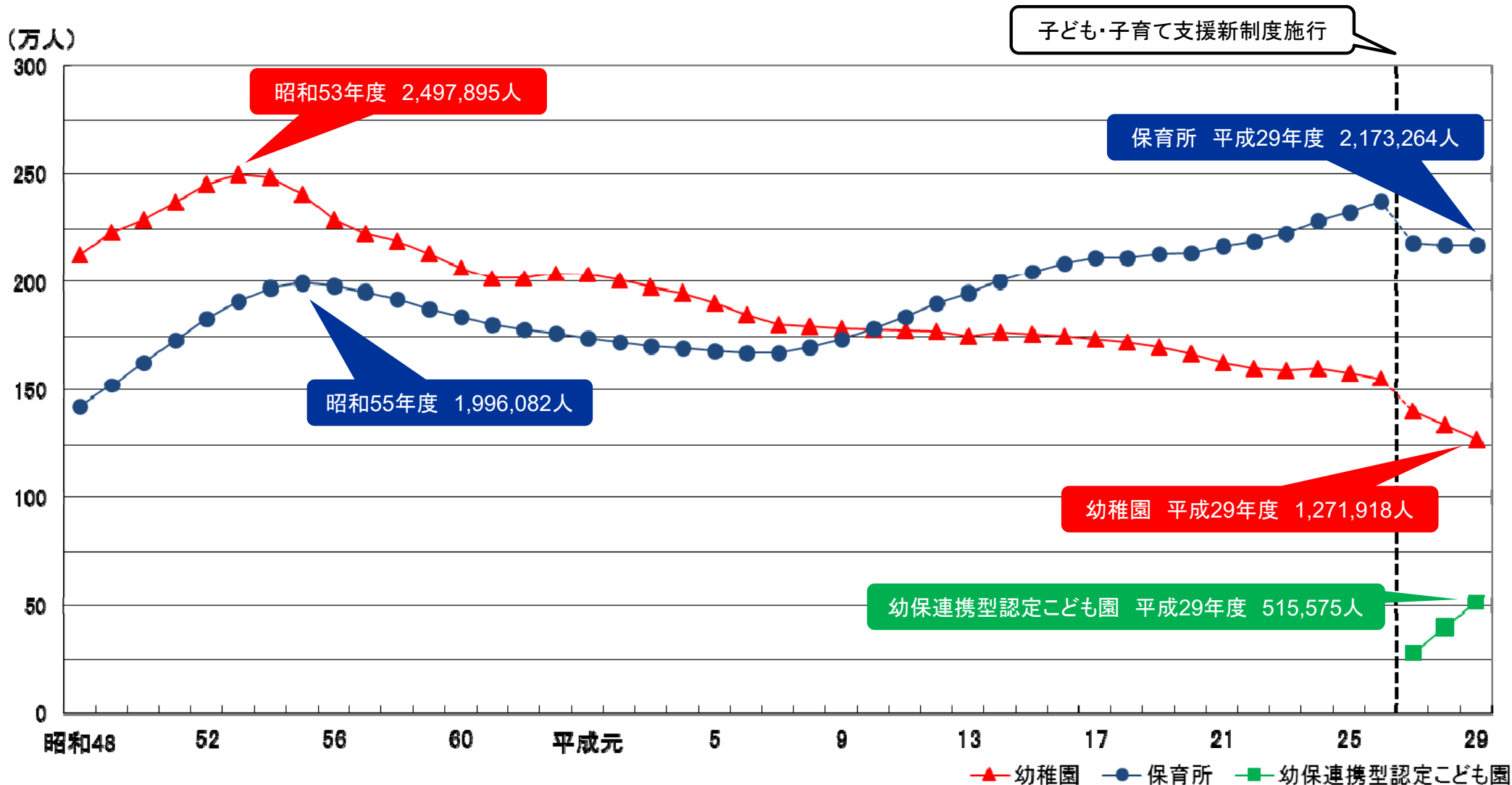
※事業主拠出金は、0～2歳児相当分の保育の運営費の1/6の範囲内で、毎年度政令で定める割合を充当

- 保護者が支払う保育料については、各市町村において、家計に与える影響を考慮して保育の実施に係る児童の年齢等に応じて定めることとしている。

※各市町村において、地域の実情に応じて、上乗せして補助を行い、保育料を国の徴収基準額から軽減するなどの独自の施策も行われている。



# 幼稚園・幼保連携型認定こども園・保育所 在園者数年次比較

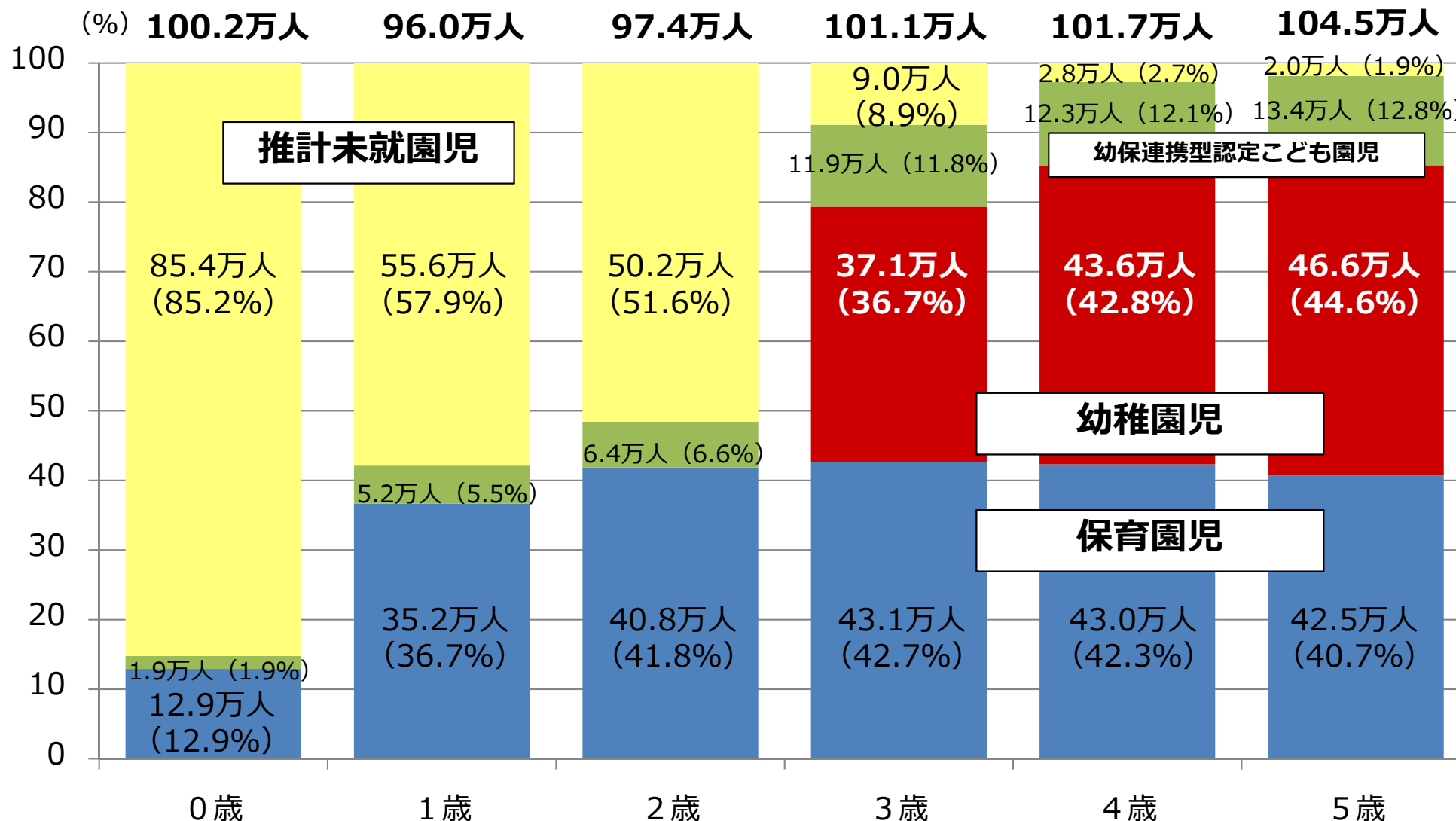


- (注)・幼稚園には幼稚園型認定こども園を、幼保連携型認定こども園には地方裁量型認定こども園を、保育所には保育所型認定こども園、特定地域型保育事業(平成27年度以降)を含む。
- ・幼稚園の数値は「学校基本調査」(各年5月1日現在)より。
  - ・幼保連携型認定こども園の数値は「認定こども園調査」(各年4月1日現在)より(平成27年度以降)。平成26年度以前は幼稚園及び保育所の両方に算入。
  - ・保育所の数値は「待機児童数調査」(各年4月1日現在)より(平成27年度以降)。(平成26年度以前は「社会福祉施設等調査」(各年10月1日現在)より推計。)



# 保育園と幼稚園の年齢別利用者数及び割合（H29）

該当年齢人口



※保育園の数値は平成29年の「待機児童数調査」（平成29年4月1日現在）より。なお、「保育園」には地方裁量型認定こども園、保育所型認定こども園、特定地域型保育事業も含む。4歳と5歳の数値については、「待機児童数調査」の4歳以上の数値を「社会福祉施設等調査」（平成28年10月1日現在）の年齢別の保育所、保育所型認定こども園、小規模保育所の利用者数比により按分したもの。

※幼稚園の数値は平成29年度「学校基本調査」（確定値、平成29年5月1日現在）より。なお、「幼稚園」には特別支援学校幼稚部、幼稚園型認定こども園も含む。

※幼保連携型認定こども園の人数は平成29年度「認定こども園に関する状況調査」（平成29年4月1日現在）より。

※該当年齢人口は総務省統計局による人口推計年報（平成28年10月1日現在）より。

※「推計未就園児数」は、該当年齢人口から幼稚園在園者数及び保育園在園者数を差し引いて推計したものである。

※四捨五入の関係により、合計が合わない場合がある。

## 第2章 人づくり革命

### 1. 幼児教育の無償化

（具体的内容）

子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、幼児教育の無償化を一気に加速する。広く国民が利用している3歳から5歳までの全ての子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化する。なお、子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、公平性の観点から、同制度における利用者負担額を上限として無償化する。

幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等については、専門家の声も反映する検討の場を設け、現場及び関係者の声に丁寧に耳を傾けつつ、保育の必要性及び公平性の観点から、来年夏までに結論を出す。

0歳～2歳児が9割を占める待機児童について、3歳～5歳児を含めその解消が当面の最優先課題である。待機児童を解消するため、「子育て安心プラン」を前倒しし、2020年度までに32万人分の保育の受け皿整備を着実に進め、一日も早く待機児童が解消されるよう、引き続き現状を的確に把握しつつ取組を進めていく。こうした取組と併せて、0歳～2歳児についても、当面、住民税非課税世帯を対象として無償化を進めることとし、現在は、住民税非課税世帯の第2子以降が無償とされているところ、この範囲を全ての子供に拡大する。

### 2. 待機児童の解消

（待機児童の解消）

待機児童の解消は、待ったなしの課題である。

2018年度から2022年度末までの5年間で、女性就業率80%に対応できる32万人分の保育の受け皿を整備する「子育て安心プラン」を策定したところである。同プランをより速く実現させるため、同プランを前倒しし、2020年度末までに32万人分の受け皿整備を行う。幼児教育の無償化よりも待機児童の解消を優先すべきとの声がある。幼児教育の無償化は消費税率引上げによる増収にあわせて2019年度から段階的に取組を進めていくのに対し、「子育て安心プラン」は、2018年度（来年度）から早急に実施していく。併せて、保育士の確保や他産業との賃金格差を踏まえた処遇改善に更に取り組むこととし、今年度の人事院勧告に伴う賃金引上げに加え、2019年4月から更に1%（月3000円相当）の賃金引上げを行う。

## 6. これらの施策を実現するための安定財源

急速に少子高齢化が進む中、これらの政策は、今、実行する必要があるが、そのツケを未来の世代に回すようなことがあってはならない。これらの施策について、安定財源を確保した上で進める。

社会保障の充実と財政健全化のバランスを取りつつ、安定財源として、2019年10月に予定される消費税率10%への引上げによる財源を活用する。消費税率の2%の引上げにより5兆円強の増収となるが、この増収分を教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保等<sup>14</sup>と、財政再建<sup>15</sup>とに、それぞれ概ね半分ずつ充当する。前者について、新たに生まれる1.7兆円程度を、本経済政策パッケージの幼児教育の無償化、「子育て安心プラン」の前倒しによる待機児童の解消、保育士の処遇改善、高等教育の無償化、介護人材の処遇改善に充てる。これらの政策は、2019年10月に予定されている消費税率10%への引上げを前提として、実行することとする。

消費税率の使途については、消費税法において、「制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとする」と規定されていることから（同法第1条第2項）、社会保障4経費（年金、医療、介護、少子化対策）に限定されている。本経済政策パッケージに充てる上記1.7兆円程度については、幼児教育の無償化等を中心に支出する一方、高等教育への支援については、少子化対策に資する観点から、高額な授業料負担が出生率の向上に関するネックとなっている低所得者層の支援に限定する。

また、現行の子ども・子育て支援新制度においては、仕事と子育ての両立は、労働力確保に資するものであり、社会全体で取り組むべき課題であることから、企業主導型保育事業などについては、事業主が拠出する子ども・子育て拠出金が充てられている。本経済政策パッケージに必要な財源については、社会全体で子育て世代を支援していくとの大きな方向性の中で、個人と企業が負担を分かち合う観点から、消費税率引上げによる増収分の使い道を見直して活用するとともに、経済界に対しても応分の負担を求めることが適当である。このため、子ども・子育て拠出金を0.3兆円増額する。法律に定められた拠出金率の上限を0.25%から0.45%に変更し、0.3兆円の増額分は、2018年度から実施する「子育て安心プラン」の実現に必要な企業主導型保育事業（幼児教育の無償化の実施後は、3歳～5歳児及び住民税非課税世帯の0歳～2歳児の企業主導型保育事業の利用者負担助成を含む。）と保育の運営費（0歳～2歳児相当分）<sup>16</sup>に充てることとし、そのための子ども・子育て支援法の改正法案を次期通常国会に提出する。

また、産業界の労働保険料の負担軽減等について、保険財政の動向を検証しつつ、検討する。特に、中小企業に対しては、企業主導型保育事業の運営費における企業自己負担部分を軽減する等の助成策を検討する。

<sup>14</sup> 「等」は、従前より消費税率10%引上げ時に実施することとされていた年金生活者支援給付金などの社会保障の充実策（1.1兆円程度）。

<sup>15</sup> 後代への負担の付け回しの軽減及び社会保障4経費に係る消費税率引上げに伴う支出の増。

<sup>16</sup> 「保育の運営費（0歳～2歳児相当分）」とは、子ども・子育て支援法による保育給付の対象である保育所、認定こども園、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育の運営費をいう。

## 第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組

### 1. 人づくり革命の実現と拡大

「人づくり革命」では、第一に、幼児教育無償化を一気に加速する。3歳から5歳までの全ての子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化する。加えて、幼稚園、保育所、認定こども園以外についても、保育の必要性があると認定された子供を対象として無償化する。0歳から2歳児については、待機児童解消の取組と併せて、住民税非課税世帯を対象として無償化を進める。

第二に、最優先の課題である待機児童問題を解消し、女性就業率80%<sup>13</sup>に対応できる「子育て安心プラン」<sup>14</sup>を前倒しし、2020年度末までに32万人分の受け皿整備を進めるとともに、保育士の更なる処遇改善に取り組む。

#### （1）人材への投資

##### ① 幼児教育の無償化

待機児童問題が最優先の課題であることに鑑み、「子育て安心プラン」による受け皿の整備を着実に進めるとともに、「新しい経済政策パッケージ」での3歳から5歳までの全ての子供及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供についての幼稚園、保育所、認定こども園の費用の無償化措置<sup>16</sup>（子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、同制度における利用者負担額を上限）に加え、幼稚園、保育所、認定こども園以外（以下「認可外保育施設」という。）の無償化措置の対象範囲等について、以下のとおりとする。

#### （認可外保育施設の無償化の対象者・対象サービス）

対象者は、今般の認可外保育施設に対する無償化措置が、待機児童問題により認可保育所に入ることができない子供に対する代替的な措置であることを踏まえ、認可保育所への入所要件と同一とする。すなわち、保育の必要性があると認定された子供であって、認可保育所や認定こども園を利用できていない者とする。

13 25歳～44歳の女性就業率は、日本72.8%、アメリカ71.1%、イギリス75.5%、ドイツ77.8%、フランス74.6%、スウェーデン82.5%となっている。

14 平成29年6月2日公表

16 「子ども・子育て支援法」（平成24年法律第65号）に基づく地域型保育（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育）は、認可保育所と同様に無償化の対象とする。）

対象となるサービスは、以下のとおりとする<sup>17</sup>。

- ・ 幼稚園の預かり保育<sup>18</sup>
- ・ 一般的にいう認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーホテル、ベビーシッター及び認可外の事業所内保育等<sup>19</sup>のうち、指導監督の基準を満たすもの。ただし、5年間の経過措置として、指導監督の基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする猶予期間を設ける。

このほか、就学前の障害児の発達支援（いわゆる「障害児通園施設」）については、幼児教育の無償化と併せて無償化することが決定されているが、幼稚園、保育所及び認定こども園と障害児通園施設の両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象とする。

（認可外保育施設の無償化の上限額）

無償化の上限額は、認可保育所の利用者との公平性の観点から、認可保育所における月額保育料の全国平均額<sup>20</sup>とする。幼稚園の預かり保育については、幼稚園保育料の無償化上限額<sup>21</sup>を含めて、上述の上限額<sup>22</sup>まで無償とする<sup>23</sup>。

（実施時期）

無償化措置の対象を認可外保育施設にも広げることにより、地方自治体において、幼稚園の預かり保育や認可外保育施設の利用者に対する保育の必要性の認定に関する事務などが新たに生じることになることを踏まえ、無償化措置の実施時期については、2019年4月と2020年4月の段階的な実施ではなく、認可、認可外を問わず、3歳から5歳までの全ての子供及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供について、2019年10月からの全面的な無償化措置の実施を目指す。

17 このほか、子ども・子育て支援法に基づく一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業を対象とする。

18 幼稚園の預かり保育、幼稚園及び認定こども園が1号認定（子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に該当することの認定）の子供に対して行う預かり事業並びに同法に基づく幼稚園の長時間預かりをいう。以下同じ。

19 「児童福祉法」（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項に規定する施設をいう。幼稚園以外の幼児教育を目的とする施設のうち乳幼児が保育されている実態があるものを含む。なお、厚生労働省の通知によれば、乳幼児が保育されている実態があるか否かについてはその運営状況に応じ判断すべきであるが、少なくとも1日4時間以上、週5日、年間39週以上施設で親と離れることを常態としている場合は保育されているものと考えられる、とされている。

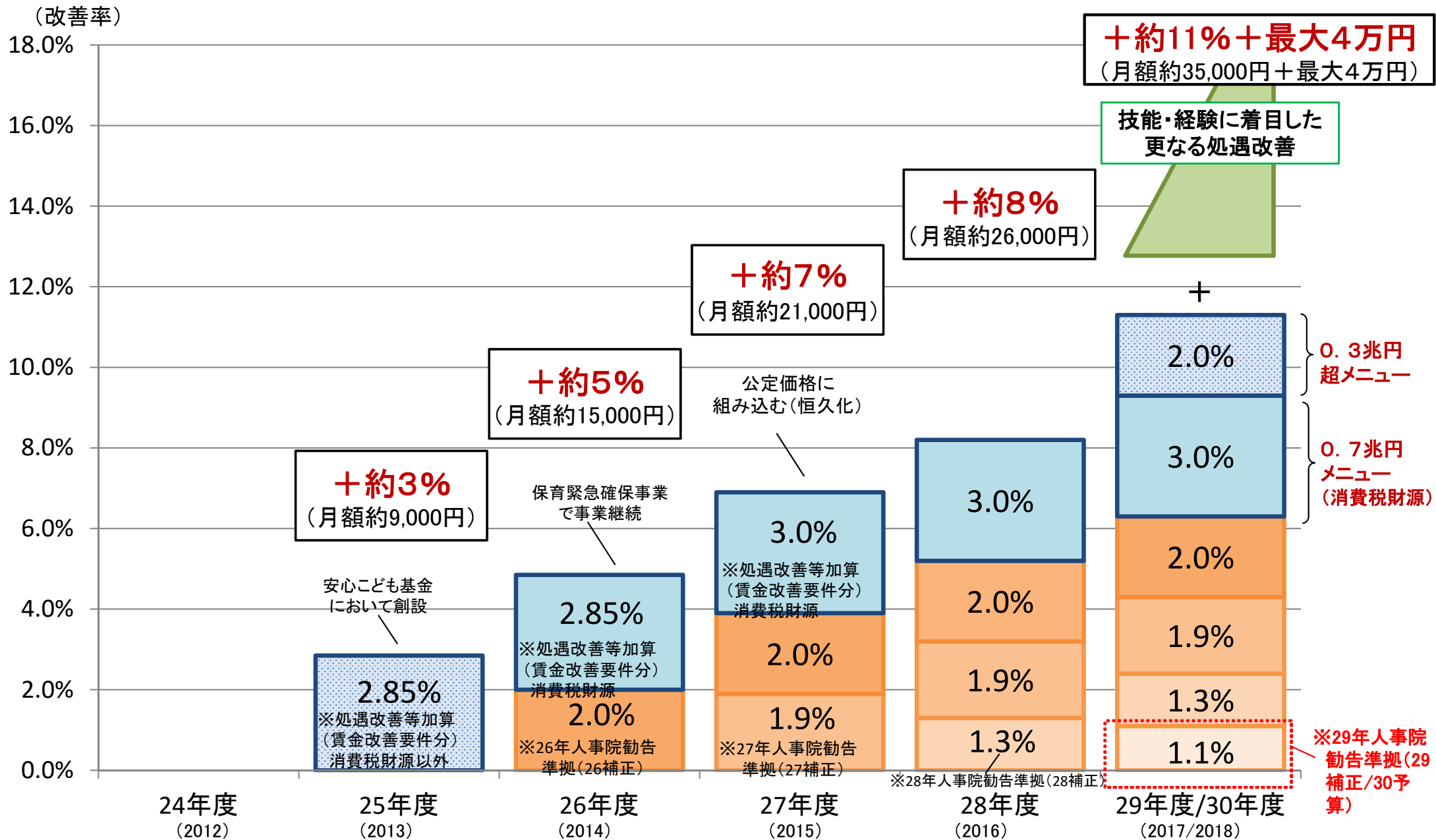
20, 22 月額3.7万円（0歳から2歳児については月額4.2万円）。

21 月額 2.57万円。

23 例えば、一般的にいう認可外保育施設の利用者負担額は平均で月4.0万円（3歳の場合）であるが、この平均額の場合は月3千円の利用者負担となる。

# 保育士等の処遇改善の推移

厚労省作成資料を加工



※ 処遇改善等加算(賃金改善要件分)は、平成25、26年度においては「保育士等処遇改善臨時特例事業」により実施  
 ※ 各年度の月額給与改善額は、予算上の保育士の給与改善額  
 ※ 上記の改善率は、各年度の予算における改善率を単純に足し上げたものであり、24年度と比較した実際の改善率とは異なる。  
 ※ 「新たな経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)において、「保育士の確保や他産業との賃金格差を踏まえた処遇改善に更に取り組むこととし、今年度の人事院勧告に伴う賃金引上げに加え、2019年4月から更に1%(月3000円相当)の賃金引上げを行う。」とされている。

# V. 年金

# 現行の年金制度の仕組み（2004（H16）年改正）

○ 平成16（2004）年改正においては、将来の現役世代の過重な負担を回避するとともに、公的年金としてふさわしい給付水準を確保するとの考え方の下、持続可能な年金制度の構築と信頼の確保に向けた改革を実施。

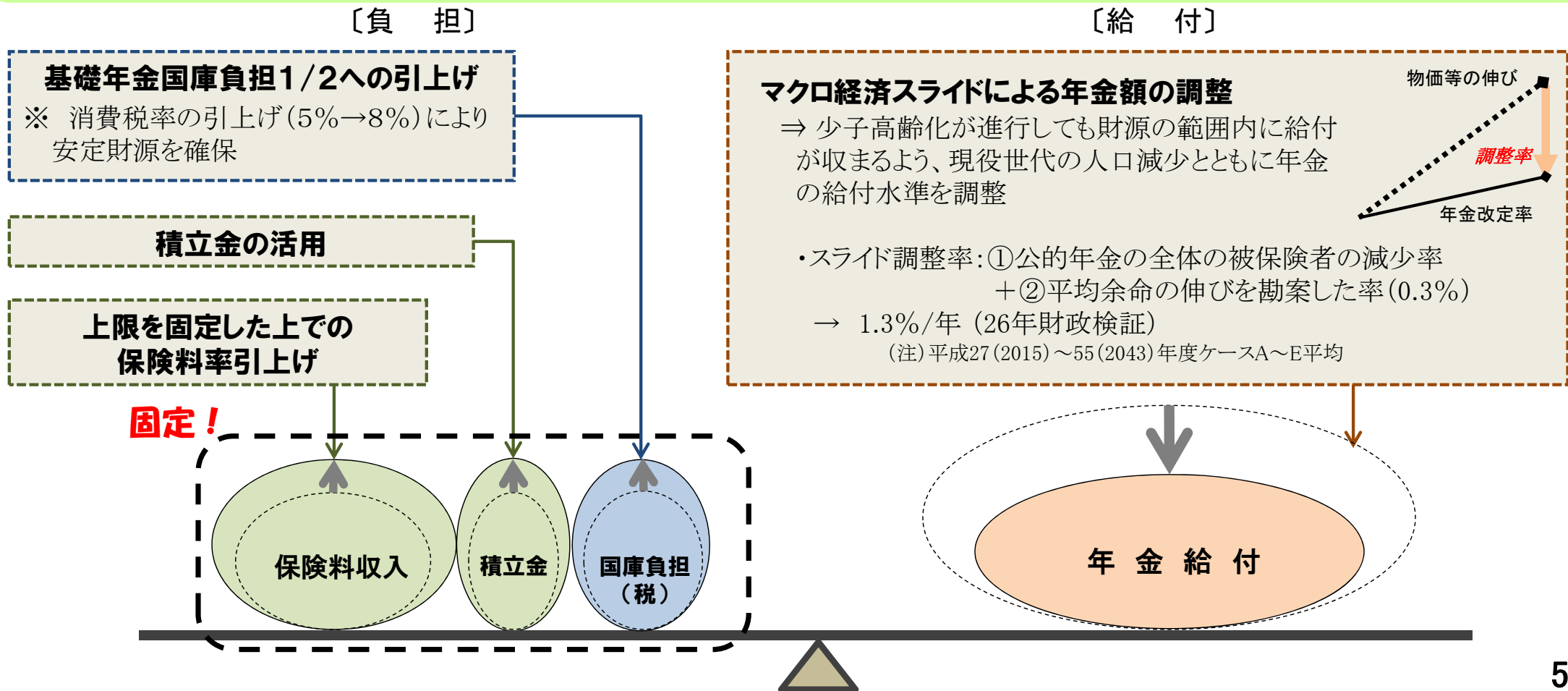
○ 具体的には、

- ① 基礎年金国庫負担を1/2に引上げ
- ② 保険料について上限を固定した上で引上げ（厚生年金：18.3%、国民年金：16,900円（平成29年度～））
- ③ これらにより固定された財源の範囲内に収まるように給付水準を自動調整する仕組み（マクロ経済スライド）

を導入（給付水準は現役世代の平均的収入の50%以上を確保）

を行い、5年ごとに、年金財政の健全性を検証することとされた（財政検証）。

（注）所得代替率が50%を下回る場合は、50%で給付水準調整を終了し、給付及び負担の在り方について検討を行うとされている。





# 経済・財政再生計画 改革工程表

経済・財政再生計画改革工程表2017改定版  
(平成29年12月21日経済財政諮問会議)(抄)

		集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		～2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度	2018年度					
年金	<p>《厚生労働省》</p> <p>通常国会</p> <p>概算要求 税制改正要望等</p> <p>年末</p> <p>通常国会</p>								
	<p>《⑳社会保障改革プログラム法等に基づく年金関係の検討》</p> <p>《(i)マクロ経済スライドの在り方》</p> <p>マクロ経済スライドがその機能を発揮できるよう、その未調整分を翌年度以降の好況時に、合わせて調整する仕組みの導入や、賃金に合わせた年金額の改定により、現役世代の負担能力に応じた給付への見直しを行う法案を提出し、第192回臨時国会において成立した</p> <p>《(ii)短時間労働者に対する被用者保険の適用範囲の拡大》</p> <p>中小企業の短時間労働者について、労使の合意に基づき、企業単位で被用者保険の適用拡大の途を開くことを可能とする法案を提出し、第192回臨時国会において成立した</p> <p>年金機能強化法附則第2条の規定に基づき、短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲について、2019年9月末までに関係審議会等において検討し、その結果に基づき、法案提出も含めた必要な措置を講ずる</p> <p>《(iii)高齢期における職業生活の多様性に応じた一人ひとりの状況を踏まえた年金受給の在り方》</p> <p>高齢期における職業生活の多様性に応じた一人ひとりの状況を踏まえた年金受給の在り方について、高齢者雇用の動向や年金財政に与える影響等を踏まえつつ、年金受給開始年齢、就労による保険料拠出期間や在職老齢年金の在り方、その弾力的な運用の在り方を含め、<b>次期の財政検証(2019年)</b>に向けて、速やかに関係審議会等において検討を行い、その結果に基づき、法案提出も含めた必要な措置を講ずる</p> <p>《(iv)高所得者の年金給付の在り方を含めた年金制度の所得再分配機能の在り方及び公的年金等控除を含めた年金課税の在り方の見直し》</p> <p>高所得者の年金給付の在り方を含めた年金制度の所得再分配機能の在り方について、高所得者の老齢基礎年金の支給停止、被用者保険の適用拡大の推進、標準報酬の上下限の在り方の見直しなど年金制度内における再分配機能の強化に関し、年金税制や他の社会保険制度の議論を総合的に勘案し、<b>次期の財政検証(2019年)</b>に向けて、速やかに関係審議会等において検討を行い、その結果に基づき、法案提出も含めた必要な措置を講ずる</p> <p>個人所得課税について、総合的かつ一体的に税負担構造を見直す観点から、今後、政府税制調査会において、論点を整理しつつ、議論</p> <p>《⑳(iv)の個人所得課税については財務省、その他は厚生労働省》</p>								

# 平成26年財政検証

- 平成26年財政検証においては、以下の経済前提等に基づき検証を実施。
- その結果、労働市場への参加が進み、経済が持続的に成長するケース（人口推計中位）では、所得代替率50%を確保。

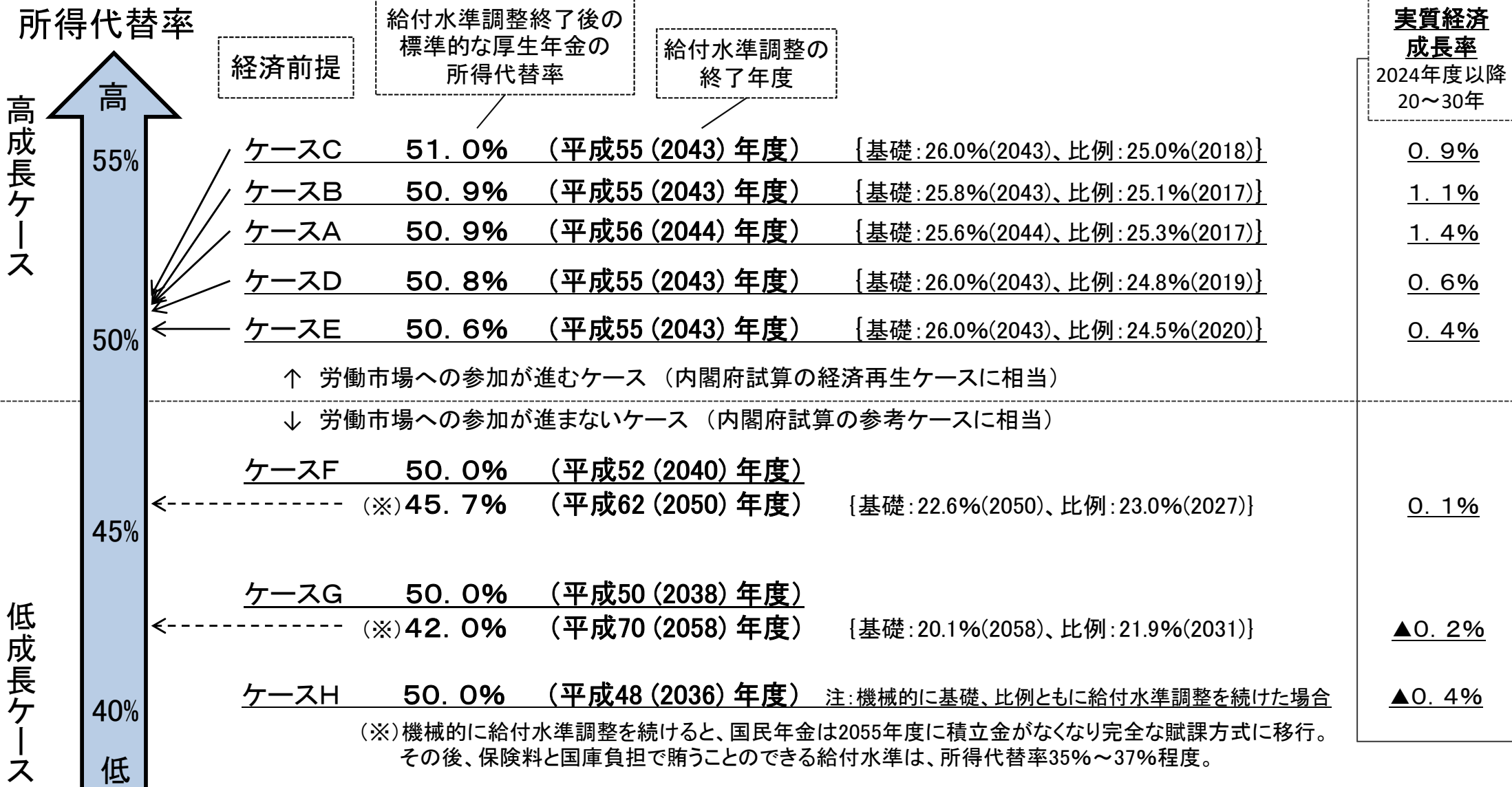
		将来の経済状況の 仮定		経済前提				財政検証結果 (人口推計中位)	(参考)	
		労働力率	全要素生産性(TFP)上昇率	物価上昇率	賃金上昇率 (実質)	運用利回り			給付水準調整終了後の 標準的な所得代替率	実質経済成長率 2024年度以降 20~30年
						実質 <対物価>	スプレッド <対賃金>	名目		
ケースA	内閣府試算 「経済再生 ケース」 に接続	労働市場への 参加が進む ケース	1.8%	2.0%	2.3%	3.4%	1.1%	5.4%	50.9%	1.4%
ケースB			1.6%	1.8%	2.1%	3.3%	1.2%	5.1%	50.9%	1.1%
ケースC			1.4%	1.6%	1.8%	3.2%	1.4%	4.8%	51.0%	0.9%
ケースD			1.2%	1.4%	1.6%	3.1%	1.5%	4.5%	50.8%	0.6%
ケースE			1.0%	1.2%	1.3%	3.0%	1.7%	4.2%	50.6%	0.4%
ケースF	内閣府試算 「参考ケー ス」に接続	労働市場への 参加が進ま ない ケース	1.0%	1.2%	1.3%	2.8%	1.5%	4.0%	50.0%(45.7%(注))	0.1%
ケースG			0.7%	0.9%	1.0%	2.2%	1.2%	3.1%	50.0%(42.0%(注))	▲0.2%
ケースH			0.5%	0.6%	0.7%	1.7%	1.0%	2.3%	50.0%(—(注))	▲0.4%

(注) 所得代替率が50%を下回る場合は、50%で給付水準調整を終了し、給付及び負担の在り方について検討を行うとされているが、仮に、財政バランスが取れるまで機械的に調整を進めた場合。ケースHについては、機械的に調整を続けると、2055年度に積立金がなくなり、完全な賦課方式に移行。

# 所得代替率の将来見通し（平成26年財政検証）

○ 労働市場への参加が進み、経済が持続的に成長するケースでは、所得代替率50%を確保

※人口推計が中位の場合(2060年の仮定:出生率1.35、平均寿命男84.2歳、女90.9歳)



※ 所得代替率50%を下回る場合は、50%で給付水準調整を終了し、給付及び負担の在り方について検討を行うこととされているが、仮に、財政のバランスが取れるまで機械的に給付水準調整を進めた場合の数値。

# オプション試算（平成26年財政検証）

- 社会保障制度改革国民会議の報告書やプログラム法において提示された課題の検討に資するため、一定の制度改正を仮定したオプション試算を実施。

※ 国民会議の報告書において「年金制度の課題の検討に資する検証作業を行うべき」とされた。

## オプションⅠ …マクロ経済スライドの仕組みの見直し

- 物価・賃金の伸びが低い場合でもマクロ経済スライドによる調整がフルに発動されるような仕組みとした場合、現行の仕組みでは発動が不十分となる低成長ケースにおいて、所得代替率への改善効果が大きい。

(実質成長率)	所得代替率(給付水準調整終了年度)	所得代替率の変化
ケースC (0.9%)	50.8%(2043) ⇒ 51.2%(2043)	+0.4%
ケースE (0.4%)	50.2%(2044) ⇒ 51.0%(2042)	+0.8%
ケースG (▲0.2%)	39.5%(2072) ⇒ 44.5%(2050)	+5.0%
ケースH (▲0.4%)	調整できず ⇒ 41.9%(2054)	—

注1: 経済前提は、景気の波による変動を仮定したもの。  
 2: 実質経済成長率は、2024年度以降20~30年の平均

## オプションⅡ …被用者保険の更なる適用拡大

**適用拡大①(220万人ベース)** ; 所定労働時間週20時間以上の短時間労働者へ適用拡大（非適用事業所は対象外）  
**適用拡大②(1,200万人ベース)**; 一定の賃金収入(月5.8万円以上)がある全ての被用者へ適用拡大

- 被用者保険の更なる適用拡大を進めた場合、国民年金（基礎年金）の財政が改善し所得代替率は上昇。特に、1200万人ベースで適用拡大を進めた場合、所得代替率は大幅に（4~7%）上昇。

(実質成長率)	所得代替率(給付水準調整終了年度)			所得代替率の変化	
	拡大前	適用拡大①	適用拡大②	適用拡大①	適用拡大②
ケースC (0.9%)	51.0%(2043) ⇒	51.5%(2042)	57.3%(2032)	+0.5%	+6.3%
ケースE (0.4%)	50.6%(2043) ⇒	51.1%(2042)	57.5%(2029)	+0.5%	+6.9%
ケースG (▲0.2%)	42.0%(2058) ⇒	42.5%(2056)	47.1%(2046)	+0.5%	+5.1%
ケースH (▲0.4%)	41.9%(2054) ⇒	42.2%(2054)	45.8%(2047)	+0.3%	+3.9%

注1: ケースHは、景気の波による変動を仮定した上で、マクロ経済スライドによる調整がフルに発動される仕組みとした場合。  
 2: 実質経済成長率は、2024年度以降20~30年の平均

## オプションIII …保険料拠出期間と受給開始年齢の選択制

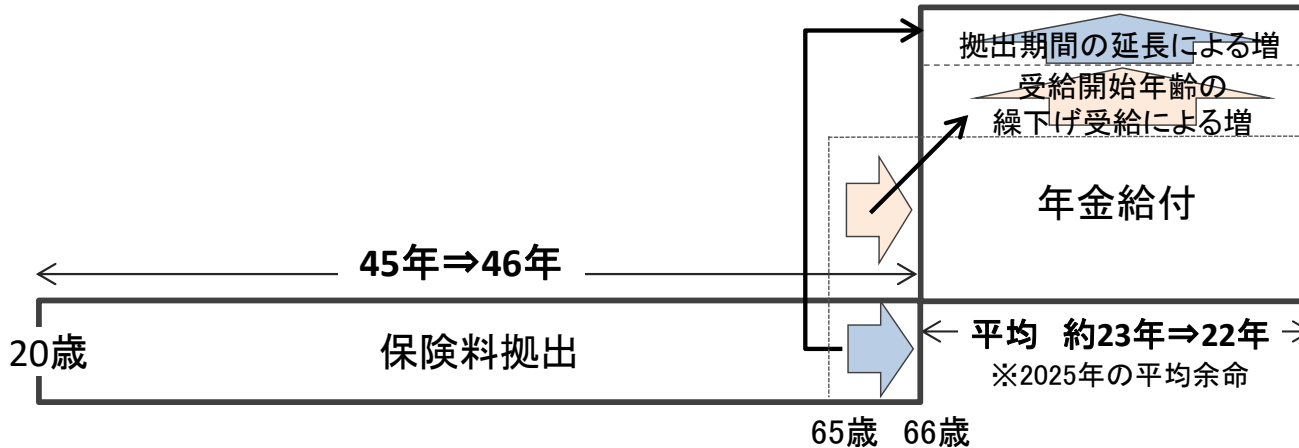
- 高齢期の就労による保険料拠出がより年金額に反映するよう以下の制度改革を仮定した場合、保険料の拠出期間の延長（40年⇒45年）等により、所得代替率は6%程度上昇。（おおむね45/40上昇。）

(実質成長率)	所得代替率(給付水準調整終了年度) 40年拠出モデル ⇒ 45年拠出モデル	所得代替率の変化
ケースC (0.9%)	51.0%(2043) ⇒ 57.6%(2042)	+6.6%
ケースE (0.4%)	50.6%(2043) ⇒ 57.1%(2042)	+6.5%
ケースG (▲0.2%)	42.0%(2058) ⇒ 48.4%(2053)	+6.4%
ケースH (▲0.4%)	41.9%(2057) ⇒ 47.9%(2051)	+6.0%

注1: ケースHは、景気の波による変動を仮定した上で、マクロ経済スライドによる調整がフルに発動される仕組みとした場合。  
 2: 実質経済成長率は、2024年度以降20~30年の平均

- 65歳を超えて就労し保険料を拠出した者が、受給開始年齢の繰下げを選択した場合、さらに給付水準は上昇。最も低成長のケースHでも、マクロ経済スライドをフルに発動する仕組みとした上で、66歳に繰り下げると所得代替率は50%を超える。

### <46年保険料拠出、66歳受給開始の場合>



	所得代替率
ケースC	57.6% ⇒ 63.1% +5.5% (繰下げ増額: +4.8% 拠出期間増: +0.7%)
ケースE	57.1% ⇒ 62.6% +5.5% (繰下げ増額: +4.8% 拠出期間増: +0.7%)
ケースG	48.4% ⇒ 53.1% +4.6% (繰下げ増額: +4.1% 拠出期間増: +0.6%)
ケースH	47.9% ⇒ 52.5% +4.6% (繰下げ増額: +4.0% 拠出期間増: +0.6%)

注: ケースHは、景気の波による変動を仮定した上で、マクロ経済スライドによる調整がフルに発動される仕組みとした場合。